

8	【市外などへ転出する場合について】 大阪市外へ引っ越す予定ですが、希望調査票の提出は必要ですか。	<u>大阪市内に住民票を置いている限りは、ご提出をお願いします。</u> 市外へ転出することを空白部分にご記入ください。
---	---	---

● 《国立・私立等の学校について》

No.	質問	回答
9	【希望調査票の提出について】 国立・私立等の学校を受験する場合も、「学校選択制希望調査票」の提出が必要ですか。	<u>ご提出をお願いします。</u> 国立・私立等の学校の可否等結果により、本市の通学区域以外の学校を希望される場合は、希望の学校名を記載のうえ、提出してください。 なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。
10	【希望調査票の記入について】 国立・私立等の学校名の記入は必要ですか。	<u>国立・私立等の学校名は記入しないでください。</u> 希望校欄には、区内の希望校または小中一貫校の希望校をご記入ください。

● 《特別支援学級・支援学校について》

No.	質問	回答
11	【特別支援学級について】 特別支援学級（通学区域校・通学区域以外の学校）への就学を希望しているのですが、どのようにすればいいですか。	<u>通学区域の特別支援学級には必ず就学することができます。</u> <u>まずは通学区域校にご連絡ください。</u> そのうえで、通学区域以外の学校を希望する場合は、希望校へご連絡ください。 通学区域以外の学校を希望する場合は、抽選になることがあります。ただし、通学区域からの入学予定者が多い場合は、通学区域以外の受入可能人数が0となる（受入できない）場合があります。 ・現時点での受入可能人数は未定です。 （※11月の希望調査結果公表時に、特別支援学級における受入可能人数を公表します。） ・事前相談については、13・14ページをご覧ください。 ・希望調査票には、「◆確認事項」の「1. 小・中学校に就学相談しており、特別支援学級への就学を希望する。」に○をしてください。

12	【支援学校について】 支援学校への進学を希望していますが、どのようにすればいいですか。	・事前相談については、13・14ページをご覧ください。希望調査票には、「◆学校選択制希望」の該当項目に○をつけ、「◆確認事項」の「1 現在、支援学校への就学を相談中（相談予定）である」に○をしてください。 ・令和8年12月に就学通知書を送付します。就学される支援学校が決まりましたら、改めて支援学校が記載された就学通知書が大阪府教育委員会より送付されます。
----	--	---

● 《希望変更・抽選等について》

No.	質問	回答
13	【希望校の変更について】 希望校の変更はできますか。	11月13日(金)～11月19日(木)までの期間に、1回に限り希望校の変更の受付を行います。 希望校の変更は東淀川区役所窓口サービス課（住民情報）1階5番窓口までお越しください。 ※郵送や電話での変更受付はできません。 ※変更期間を過ぎると、変更の受付はできません。
14	【受入れ可能人数を超えた場合について】 希望者が受入可能人数を超えた場合はどうなりますか。	通学区域外の希望者を対象に、12月7日(月)に東淀川区役所3階304会議室にて「公開抽選」を実施します。なお小・中一貫校については、12月3日（木）が抽選日です。 ※抽選は職員が行います。保護者の方が立ち会う必要はありません。 ※通学区域からの希望者は必ず入学できます。
15	【抽選について】 抽選でもれたらどうなりますか。	<u>第1希望校での補欠登録となります。ただし、第2希望校の受け入れが可能な場合は、第2希望の学校への入学が確定します。</u> ※第2希望校への入学が確定した場合、「辞退」はできません。 ※第2希望校がある場合は、第1希望の学校への補欠登録は行われません。 ※第1希望の学校への補欠登録を希望する場合は、第2希望校を記入しないでください。
16	【抽選後の補欠登録について】 補欠登録されたらどうなりますか。	<u>国立・私立等の学校への入学や転出などにより空きが出た場合は、補欠登録順に繰上げを行い、第1希望の学校の入学予定者となります。</u> 期限までに繰上げが行われなければ、通学区域の学校へ入学することになります。

☆ 学校選択制の必要な手続きや希望調査結果、抽選結果等については、東淀川区ホームページに掲載する予定です。

右記から東淀川区ホームページをご覧ください。 《東淀川区ホームページ》→

